

令和4年7月1日

お客さま各位

甲府信用金庫

当金庫は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって預金債権が消滅することとなりますが、引き続き当金庫を通じて、当該預金等の元金および利息に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払いを受けることができます。

本件に関する詳細は、取引店までお問い合わせください。

## 1. 対象となる預金等

平成24年3月12日から平成25年3月11日が最終異動日等である預金等

## 2. 預金保険機構への納期限

令和5年7月1日

※ 法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以 上